

○嬉野市実用英語技能検定料補助金交付要綱

平成28年3月31日

教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、子どもたちの英語力及び学習意欲の向上を図るとともに、もって「英語のまちづくり」に寄与する実用英語技能検定（以下「英検」という。）に係る検定料の保護者の負担を軽減するため、市長が予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）について、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 中学校に就学する生徒（以下「生徒」という。）の保護者で、市内に住所を有するもの
- (2) 嬉野市と東彼杵町との間の学齢児童・生徒の教育事務の委託に関する規約第2条第2項に規定する中学校の就学義務者の保護者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、生徒1人につき学校在籍時の各年度1回限り英検に係る1級、準1級、2級、準2級又は3級の検定料の2分の1の額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第5条に規定する補助金等の交付の申請については、補助対象者が実用英語技能検定料補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）により行うものとする。ただし、生徒が市内の中学校に在籍する場合は、生徒が通学する学校の長（以下「学校長」という。）が交付の申請（以下「学校長申請」という。）を行うことができるものとし、この場合は、英検の検定日の10日前までに当該申請書を市長に提出するものとする。

- 2 前項ただし書に規定する学校長が申請を行う場合は、補助対象者は、委任状（様式第2号）を学校長に提出しなければならない。

(補助金等交付申請書の添付書類)

第5条 学校長申請の場合、交付申請書の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 委任状
- (2) 実用英語技能検定料補助対象者名簿（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、実用英語技能検定料補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（実績報告）

第7条 規則第15条に規定する補助金等実績報告書は実用英語技能検定料補助金実績報告書（様式第5号）によるものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 検定料の領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 学校長申請の場合、学校長は、前項に規定する実績報告書及び添付すべき書類について、英検が終了した日から15日以内に市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第8条 規則第16条の規定による補助金の額の確定の通知は、実用英語技能検定料補助金確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第9条 規則第18条第2項に規定する補助金等交付請求書は、実用英語技能検定料補助金請求書（様式第7号）による。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月30日教委告示第7号）

この告示は、平成30年8月1日から施行し、改正後の嬉野市実用英語技能検定料補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年6月3日教委告示第5号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月2日教委告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。